

自治基本条例素案中間報告に対して提出された市民意見への回答

	意見	回答
1	<p>誠に立派な素案ですが作成の過程で市議員が参加していないのは、どうしてですか 市民とはどんな方々が参加しているのですか？北本市には7万人の市民がいます中間報告での市民の意思はどうしてまとめたのか、わかりません、市民の意見という金科玉条が一人歩く恐れがありますので、公平で明確な機関が必要ではないでしょうか？市条例の基本を制定するのにそれを決定する、市議会からの参加、または了解がなくとも成立できますか？</p>	<p>今回の取組みは、まず市民の皆さんに「自治」を考えていただくことから始めています。「自治」とは、文字通り自ら治めることを意味しますが、まちづくりは、そこに住む市民が主役という観点から、市民の皆様の声をもとに条例素案の作成に取り組んでいます。 平成18年に誰もが参加できる市民ワークショップを開催し、その後、ワークショップに参加いただいた方、協働推進計画策定委員、市職員から委員を募り、懇話会を組織しました。 今回公表しました条例素案は、あくまでも中間報告であり、市民の皆さんに公表して、より多くのご意見をいただき作成しているところです。 最終的に市がまとめる案につきましても、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見が最も反映される形で条例ができることを目指しています。また、この条例案を最終的に審議し、決定するのは議会ということになります。</p>
2	<p>市長への手紙について</p> <p>多くの意見を聞くことはよいのですが市長1人ではなく 市の最高の幹部の機関をつくりそこで検討していく方法にしていきたい 速戦即決もよいが長い間には弊害がおきます、市長自身がどんなに公平であっても前土屋知事の例もあり また苦情等の取り扱いも慎重にしないと切り切った仕事もできず守りの市政になります、市の職員の知識と能力を活用することが最良です</p>	<p>市では、市政運営の基本方針を策定し、重要施策に関する事項を審議決定するとともに、その総合調整を行い、もって市政の効率的かつ円滑な運営を図るため、市長、副市長、教育長及び部長職で組織する「庁議」を設置しています。 この庁議のほか、必要に応じて、庁内検討委員会等を設置し、様々な職員の知識と能力を活用し、政策決定に役立てるなど、ご指摘いただきましたような体制をすでにとって市政運営を行っています。 自治基本条例素案中間報告では、苦情や意見の提出に関する事項につきましても、24の「意見要望等への対応」の項目に規定しています。</p>
3	<p>1 行政運営の総合計画等以前の問題として、市の基本機能である、「住民サービスのシビル・ミニマム」の明示が必要と考える。 2 「法令順守」でなく、「正しい社会規範の醸成」の必要性が重要と考える。 3 報告の有無により左右される監査制度（仕組み）、是正・予防処置及びオンブズマン制度等の仕組みの見直しが担保されていないと考える。 4 関連する条例の見直し等のロード・マップが明示されるべきと考える。 5 その他 1 頁 前文 第4段落「安心安全」⇒「安心と安全」に改める。 2 頁 第1条 「安心して」 ⇒「安心と安全を享受して」に改める。（前文から規定する。） 2 頁 第1条「まちづくり」⇒「まちづくりの実現」に改める。（前文から規定する。） 2 頁 第1条の解説「安心」⇒「安心と安全を享受」に改める。（前文から規定する。） 6 頁 第9条の第3項「最小の経費で最大の効果」⇒「市民の満足度」に改める。（法の誤用を含め、誤用と混乱の防止。） 8 頁 第13条の解説「DO 実施」⇒「DO実施と記録」に改める。（誤用と混乱の防止。） 8 頁 13条の解説「CHECK評価」⇒（「CHECK検証」に改める。（正しく既定されている第29条と整合させる。） 8 頁 13条の解説「ACTION改善」⇒「ACT仕組みの見直し」に改める。（正しく規定されている第29条と整合させる。） 11 頁 第19条「削除」⇒「追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止」に改める。（市民の権利の保障として重大であるので、誤用と混乱を防止する。）</p>	<p>自治基本条例は、北本市の自治を進める上で必要な、地方自治法やその他の法令に規定のない基本的な事項について規定するものと捉えていますので、1から3までの指摘事項につきましては、この自治基本条例の制定後に、この条例の理念のもとに整備される各分野の条例等の中で検討していくべきものと考えます。 4につきましては、自治基本条例施行後に自治基本条例審議会を設け、自治基本条例の理念のもとに市政が運用されているかどうかを審議していただく予定ですので、そこで新たに設けるべき条例や既存の条例の見直しの必要性等について検討することとしています。 また、5の「その他」における指摘事項につきましては、懇話会の中での検討事項とさせていただきます。</p>
4	<p>1 良く判らない。 既存の条例に同じことがあるのでは 2 あまり条例ばかり作ってもダメ（仏作ってたましい入れずです）</p>	<p>今回の取組みは、地方自治法には規定のない、協働や市民参加、情報公開に関する規定と、北本市のまちづくりの基本的な考え方を条例として示そうというものです。 条例案を作成した際にはパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見をさらに伺うとともに、条例公布後も一定の周知期間を設けて周知に努めます。 また、条例施行後には、自治基本条例審議会を設置し、市民主体のまちづくりが実行されているかを市民の目で監視する仕組みを設けることを考えています。</p>
5	<p>いづれ市の合併があるのではないのでしょうか？ 説明責任の内容については大変良いと思います。</p>	<p>合併する、しないに関わらず、現在の北本市における「自治」を推進するためにはこの条例が必要であると考え取り組んでいます。</p>
6	<p>市民権 僕はこの市民の持つ権利をもっと尊重すべきだと思う。地方行政の甘さがかねてから感じている。福祉の充実だっどどこまで出来ているか？もう一度心に手をあてて考えてもらいたい。年間の自殺者は3万6千人いる。体の悪い僕にとってはこの数字は身にしみる。「well-fare」より「良い生活を営む権利」でしょ。地方行政は国の下層領域としか思えない。Socialなコミュニティーepocmakingなざんしんがかつ新しいコミュニティーを今後北本市内に出来上がる事を祈る。とにかく定年まで働けると思ってるから「あぐら」かいてんでしょ！？全ての人がそうではないが…</p>	<p>ご提言のとおり、これから進めるべきまちづくりは、国の指導の下のまちづくりではなく、まさに、市民が中心となって市民のためのまちづくりを進める必要があると考えます。この条例は、それを実現するための第一歩として進めている取組みです。</p>

自治基本条例素案中間報告に対して提出された市民意見への回答

	意見	回答
7	<p>1 もっと判り易くして 表などにして</p> <p>2 だれがどうチェックするのか？ 守らないのでは？</p>	<p>条例を制定する際には、分かりやすく、親しみやすいカットや表などを入れたパンフレットを作成し、市民の皆さんにお知らせしていきたいと思ます。</p> <p>また、条例の進行管理は、市が行いますが、この条例のもとにきちんとまちづくりが進められているかどうかをチェックする「自治基本条例審議会」を市長の附属機関として設置すべきことを条例素案中間報告では規定されています。</p>
8	<p>1 条例制定後、この条例に魂を入れるため、他の条例、行政手続きの改正をどう進めるかを併せて検討して頂きたい。たとえば、情報公開の柱である会議の傍聴について関係条例の規定は極めて不十分である。</p> <p>2 第5条第2項の「納税義務」の明記は他と比べて唐突に感じられる。ほか理想をかかげ、努力目標としているのに対し、ここは生々しい。</p> <p>3 第11条の「研鑽に努める」はおかしい。職員は優秀であり、職務に精通しており、いまさら研鑽は不要ではないか？ 下記のように修正したい。</p> <p>(i)職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>(ii)職員は、相互に連携、協力するとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。</p>	<p>自治基本条例の制定後は、この条例の理念のもとにまちづくりを進め、その実現のために新たに必要となる条例を検討するとともに、既存の条例で自治基本条例の理念とあわないものについては、見直していく必要があると認識しています。そのような措置が適切に進められているかをチェックする機関として、自治基本条例審議会の設置をこの条例素案中間報告の中に規定しています。</p> <p>納税の義務の規定については、懇話会でも議論が分かれたところですが、既に法に規定されていることとこの条例で新たに規定することについて整理し、再検討してまいりたいと考えます。</p> <p>また、職員の責務につきましても再度懇話会で議論したいと思ます。</p>
9	<p>協働のための基本条例とは思わなかった。内容はもっとどこがどんな権限を有し、それに対する市民の位置づけがあつてよいと思う。現在地方自治法があり、その運用で良いではありませんか。委員の方の努力は認めるが、「北本市」でなくてはならないという意味を感じない。他の市町村でも使える内容のような気がする。</p>	<p>今回の取組みは、地方自治法には規定のない、協働や市民参加、情報公開に関する規定と、北本市のまちづくりの基本的な考え方を条例として示そうというものです。</p> <p>条例素案中間報告では、市民の権利と責務、行政・議会の役割と責務を明記しています。</p> <p>この自治基本条例のもとに、北本市における協働の進め方や、北本市にふさわしい市民参画の方法などを検討していく必要があると考えています。</p>
10	<p>今まで当たり前であり、当然のこととされた内容が大半ですが、それらが明文化されたということで、大変結構であり評価されます。しかしながら、この基本条例を踏まえて、今後どう市政が運営されていくか、が肝心であり、それが全てかと思ます。</p> <p>1 協働の原則、参画の原則、情報の原則「4基本原則」、「9市長の責務」、「12総合計画等」など全く異論がありません。ただ、当基本条例に反するか疑わしい市政、条例等がなされた場合、どうチェックされるのでしょうか。新たに設置される、「28審議会」では、市長の諮問がなければ、審議できないようです。</p> <p>2 議会の責務(7)についてですが、条文作成の背景欄によりますと、会議基本条例は制定することが望ましいとの意見が出されたとあります。なぜ条文化されないのか疑問です。当然条文化されるべきでしょう。理由を示されたい。既に懇話会への圧力？ ありということでしょうか、うがって考えられてしまいます。「4市民との情報共有」、「5市民の権利と債務」、「7議会の責務」、「18情報の公開と共有」の観点からも市民の知る権利を封殺してしまいます。是非再検討されたいと考えます。</p> <p>以上ですが、何らかの機会にご回答をお願いします。</p>	<p>自治基本条例審議会は、市長の附属機関となりますので、条例素案では市長の諮問により開催されるという形で規定していますが、北本市のまちづくりが自治基本条例の理念のもとに進められているかどうかをチェックする機関とするため、審議会設置条例の中に審議会は年に最低1度開催することを規定する予定です。</p> <p>また、議会基本条例制定まで言及すべきとのご提言をいただきましたが、議会基本条例は主に議会運営のルールを定めるものと考えていますので、自治基本条例では、議会の機能と責務を規定するにとどめ、議会基本条例の制定につきましては、議会が中心となってその必要性から議論されるべきものとして整理しました。</p>
11	<p>「6 事業者」の言葉の使い方が不明瞭である。行政も「事業者」の立場となる。解説の内容を改めた方がよい。</p> <p>「13 行政評価」としてPDCAサイクルを上げています。とかく、PとDまでは行なうが、C、Aがなされていないのが、あらゆる分野でおこる問題の原因です。是非実行にむけて、客観的手法を定めてください。ポイントは評価されるものが日常的にチェックしながらすすめられるシステムをつくることでしょう。(ISO9001)</p>	<p>事業者の責務につきましては、事業者も市民であり、市民と同じ権利と責務を有し、それに加えて特別な責務を負うことを項目を立てて規定しました。</p> <p>また、【条文の解説】の文言が不明瞭で、この文だと行政も事業者の立場となるというご指摘をいただきましたので、【条文の解説】と【条文作成の背景】について文章を整えさせていただきます。</p> <p>行政評価に関しましては、行政評価に関する条例を検討する中で、どのような評価と見直しを行い、次年度の事業に反映させていくべきかを検討したいと思ます。</p>
12	<p>基本条例の中に独立自治体としてやってゆく為には(地方分権)防犯に関する点の折り込みは出来ているのか？ 例：警察署の設置等</p>	<p>地方分権は、地域に権限を移譲するという性格をもつものですが、すべてのことを地域で行い、国から独立するというものではありません。国は市や県では担うことができない全国的なこと、また、県は、それぞれの市町村で担いきれない広域的なことを行い、それぞれが補完しあって市民生活を支えていくべきものと思ます。</p> <p>自治基本条例では、自治に関する基本的な事項を規定し、個別事項に関しましては、自治基本条例の理念のもとにそれぞれの条例や規則などの「決まり」をつくっていく必要があると思ます。</p> <p>なお、防犯に関する点のご指摘につきましては、平成20年度に防犯に関する条例を制定し、そのもとに必要な施策に取り組んでいます。</p>

自治基本条例素案中間報告に対して提出された市民意見への回答

	意見	回答
13	<p>前文 2行目「中山道が～走り」 中山道は走らない →「中山道が～横切り」or「中山道が～横断し」 16行目「～参画し、市は～」 接続詞の変更 →「参画するとともに、市は～」</p> <p>第3章 5-1 「等しく」 等しくはものの重量が同じときに使う →「均しく」or「ひとしく」</p> <p>第5章 10「市長を除く執行機関」と「他の執行機関」の整合性 →執行機関の定義が必要か</p>	<p>文章表現につきましては、改めて整理します。 「執行機関」の定義につきましては、地方自治法に地方公共団体の執行機関に関する規定がありますので、改めてこの条例の中で定義する必要はないと考えています。</p>
14	<p>市民に分かり易い平素な言葉使いをこころがけたとの由</p> <p>1 行政用語を使わないでください ex. 努める e t c.</p> <p>2 文、脱節：だれに保障するのか（P11の個人情報の保護の“権利を保障する”）</p>	<p>条文につきましては、法令用語にならざるを得ないと思いますが、解説部分については、なるべく行政用語は使用せずに、わかりやすい言葉で記載するよう改めたいと思います。 個人情報保護に関する条文につきましては、「市民に保障する」と明確に記載するよう改めます。</p>
15	<p>1 余り市民の声を聞き過ぎ無駄な予算を使うな。出来る事、出来ない事を市民にも説明すること。</p> <p>2 市民が予算に迄口出しすると議員はいらない。議員定数を大幅に減らせ！</p> <p>3 情報公開と云って無駄な広報の数は増さない。経費が掛かる。</p> <p>4 無駄な祭りに予算を使うな。余り市に金は落ちないのでは…</p> <p>5 文教都市も結構だが税金、雇用、仕事が増えるような企業誘致を積極的にする。 無駄にイベントをする事が自治ではないと思う。</p>	<p>ご指摘いただいているようなかたちで、市民が市政に対する直接的な意見を述べられる機会を確保することが重要であると考えています。 現在、「市長への手紙」制度やパブリックコメント制度を設けて運用していますが、それを例規の形に整理するとともに、その他の具体的な市民参画の方法や協働の進め方について、今後、別に条例を設けて詳しく規定することにしています。 今後の条例制定作業にも是非ご協力いただきたいと思います。</p>
16	<p>1 市政運営という言葉の使い方に疑問あり。市政は首長が一定の考えをもって取り組むものと思う。 「前文の」市は開かれた“市政運営”…に努め →○ P2の「2」 この条例は“市政運営”における最高規範であり →× P14「25」「26」の“市政”と前文等の“市政運営”の違い？ P6「10」市政運営？ P9「15」自立した市政運営？P3「市政」への参画</p> <p>2 P12「21」「1」“市民の参画”と「3」“市民参画”との違い</p> <p>3 「前文の」“自治”と「1」の“自治の主役”“住民自治”の使い方の違い？</p>	<p>用語の使用方法和各項目間の整合性については、改めて整理したいと思います。 「市政運営」は行政側が行う行為、市民が担う行為を「まちづくり」として整理したいと思います。</p>
17	<p>北本が将来に向かって自ら主役となって自立したまちづくりを行なうことは大変喜ばしいことと思います。そのためには市政の根幹を支える自治基本条例が必要なことは論を待たないでしょう。 その意味から本案は必要事項を網羅していると思います。 ただし市政が中心となった場合には、より具体的な指針に基づいて現実に対応する必要があると思います。 従って高齢化社会への対応、少子化対策の考え方、防災に対する方向性など現代社会が直面している問題（具体的な）に対する北本市としての展望なども加えておく必要があると思います。</p>	<p>少子高齢化社会、防犯など、現代における固有の問題を市民と議会、行政が協働して解決していくために、大本となる自治基本条例に、まちづくりのための基本理念とそれを実現するための制度、権利、手続を盛り込むことを考えています。 ご指摘いただきました、より具体的な市政の指針や現代社会が直面している具体的な問題への対処方法などは、12で規定しています「総合計画」で具体化すべきものとして整理しています。</p>
18	<p>市内にどのようなボランティアグループがあるのか、市民にはわかりにくい。相談したいことがあっても市役所は担当ではないと受け付けてもらえない。市民が必要としている情報をわかりやすく提供してほしい。</p>	<p>行政の市民への対応として、市長の責務及び職員の責務、情報共有の項目に市民への対応を規定しています。また、協働と市民参画を進めるための情報の共有を基本原則として規定しました。 この条例のもとに、よりよい市民サービスが提供できるよう努めていきたいと考えています。</p>
19	<p>他の自治体にも類するものがあるであろうからそれらを参考にすればよいのではないか。北本だけが特別なもの…とは考えにくい。</p>	<p>地方分権は、地域ごとにその地域にあった自治が行われるべきという考えのもとに進められているものです。従来のような国が示した統一基準のもとに全国どこでも同じようなまちづくりをしてきた形を改め、これからはそこで生活を営む市民が主体となってその地域ごとに地域に合ったまちづくりを進めていくことが求められています。 今回は、そのための基本的なルールを明らかにしておこうという取組みですので、市民が中心となって条例素案をまとめる形で進めています。 自治基本条例は、自治の進め方を示すものですから確かに地域ごとにまったく異なるものが出てくるということは考えにくいと思います。しかし、北本市のまちづくりのルールを新たに作るわけですから、それは北本市に住む市民の皆さんが中心となって考えるべきものとして取組んでまいりました。 また、ご指摘いただきましたとおり、既に他市町村で制定されている先行事例を参考に北本市にふさわしい条例案の作成に向けた研究に取り組んでいます。</p>